

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月4日 09時30分ごろ
発生場所	東京都烏島西北西方沖 伊豆烏島一等三角点から真方位281°109海里付近 （概位 北緯30°49.0′ 東経138°12.0′）
インシデントの概要	漁船第二十八勝丸は、漂流中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八勝丸、19トン T02-3070（漁船登録番号）、株式会社勝丸 第282-17489号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力558.98kW、回転 数毎分1,400、6気筒、ボア160mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：潮流 東～北東流約2.0～2.5ノット
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、まぐろはえ縄漁の投縄を終えた後、潮上りの目的で、船長が主機を中立運転から前進に操作したところ、突然、主機が停止した。</p> <p>船長は、乗組員と共に主機等の点検を行ったものの、故障原因が見つからず、運航不能と判断して118番通報を行い、その後、本船は付近海域で操業していた僚船によりえい航されて帰港した。</p> <p>修理業者は、本インシデント後、本船の点検を行ったところ、主機の燃料ポンプに錆や変色、及び燃料噴射弁の摺動部に作動不良の箇所を認め、低質の燃料油を使用したことにより、燃料噴射弁に不具合が生じ、燃料噴射が不良となり、主機が停止した旨の結論に至った。</p> <p>船長は、本インシデントの約5か月前に低質な燃料を使用して主機が不調となり、乗組員によって燃料噴射弁等の部品が整備され、その後、主機に問題がなかったので燃料の交換を行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、主機に低質な燃料が使用されている状態で漂流中、船長が主機を中立運転から前進に操作した際、燃料噴射弁に不具合が生じて燃料噴射が不良となったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、本インシデントの約5か月前に低質な燃料を使用して主機</p>

	<p>が不調となり、乗組員によって燃料噴射弁等が整備され、その後主機に問題がなかったことから、燃料の交換が行われず、本インシデント当時も、主機に低質な燃料が使用されている状態であったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が主機に低質な燃料が使用されている状態で漂泊中、船長が主機を中立運転から前進に操作した際、燃料噴射弁に不具合が生じて燃料噴射が不良となったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者及び機関取扱者は、使用する燃料油の性状を十分に把握し、主機に低質（粗悪）な燃料油を使用しないように努めること。